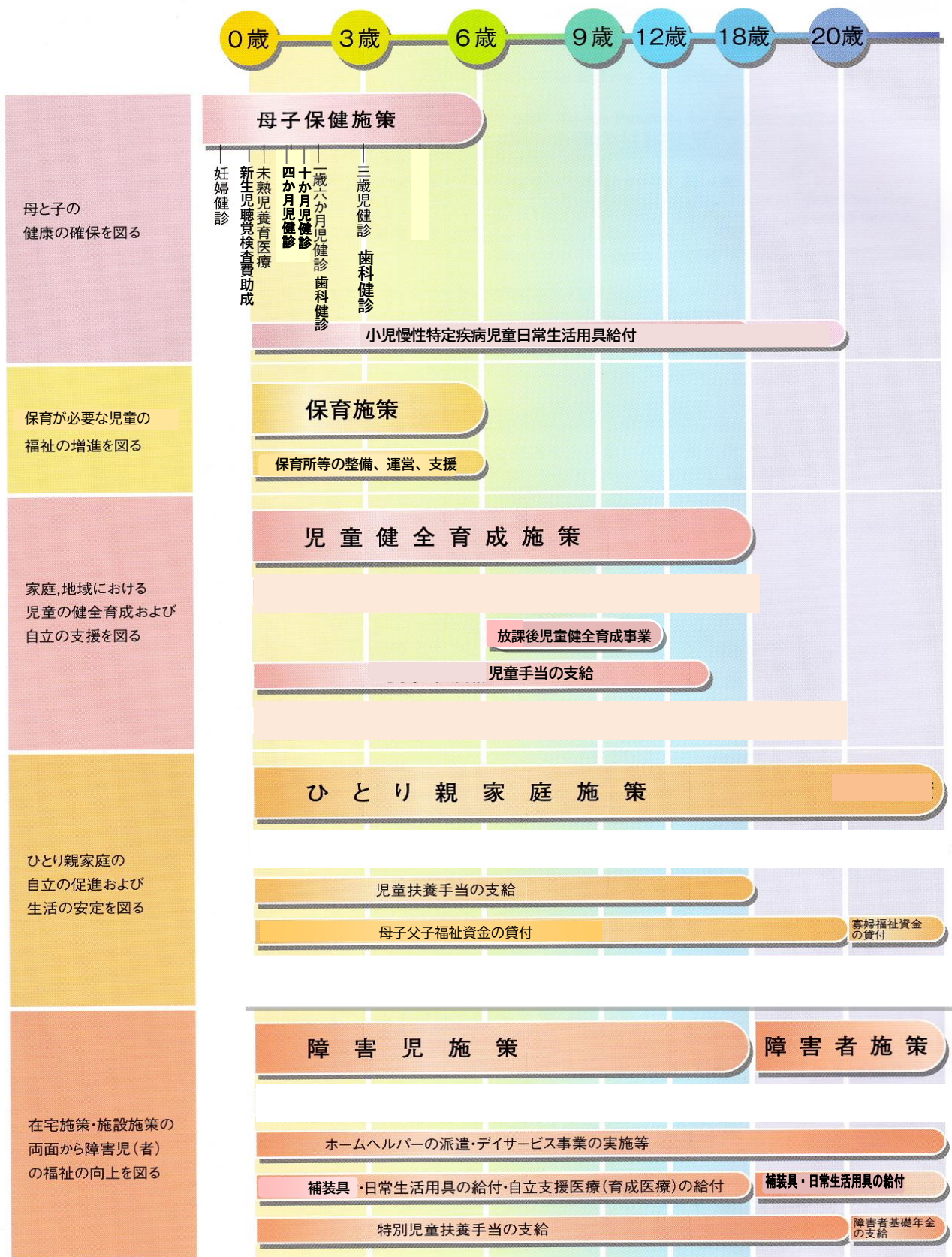


年齢別児童家庭福祉施策の一覧 (大牟田市の場合)



1 母子の健康と生活、仕事などを支える制度

◇妊娠・出産をささえるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
妊娠届 (母子健康手帳 交付)	<p>【日時】原則、毎月第1、3金曜日(祝日は除く)受付時間13時~14時まで(完全予約制)</p> <p>【場所】保健センター【持ってくるもの】医療機関交付の「妊娠届出書」、妊婦のマイナンバーと身元が確認できるもの</p> <p>【内容】</p> <p>①母子健康手帳、妊婦健康診査受診券(大牟田市に住民票がある方のみ)の交付</p> <p>②助産師、保健師、看護師、管理栄養士等による個人相談等 (妊娠・出産・育児に関すること、食事の摂り方やアレルギーに関すること等)</p> <p>③妊婦歯科健診(歯科医師による健診、歯科衛生士による歯みがき指導等)</p> <p>※指定日に都合が悪いときや妊婦の代理の方がおいでになるときは事前にご連絡ください。</p>	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
妊婦健康診査	<p>大牟田市では、母子健康手帳の交付の際に、14回分の『受診券』をお渡しします。『受診券』を使って妊婦健診を受けると、対象となる検査項目については公費負担となります。(対象外の項目は自己負担となります。)</p> <p>『受診券』は福岡県・熊本県・佐賀県・大分県の医療機関と、福岡県助産師会に入会している助産院(所)で使用できます。上記以外のところで受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。申請には未使用の受診券が必要です。</p>	はぐはぐ おおむた 41-2260
出産応援ギフト	<p>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。妊娠届出時、保健師等が全ての妊婦と面談を行います。面談を受けた妊婦へ一人あたり5万円を支給します。</p>	
産前産後の 国民年金保険 料の免除	<p>産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方は、国民年金保険料が免除されます。</p> <p>※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象</p> <p>免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠(双子等)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。出産予定日の6か月前から届出ができます。</p>	大牟田市 保険年金課 41-2607 大牟田年金事務 所 52-5294(代表)
出産育児一時金	<p>国民健康保険や社会保険等加入者が出産したとき、出産育児一時金50万円(産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産のときは48万8千円)が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上の流産・死産も対象となります。</p> <p><出産育児一時金の直接支払制度></p> <p>国民健康保険または社会保険等から医療機関等へ直接出産育児一時金が支払われるため、医療機関等に支払う出産費用は、出産育児一時金の額を超える分だけになります。出産費用が出産育児一時金より少ない場合は、申請によりその差額が被保険者等(国保の場合は当該世帯主)に支給されます。</p>	国保加入者は 大牟田市保険 年金課 41-2606 社会保険加入 者は勤務先


◇子育てを支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先								
子育て応援ギフト	<p>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。</p> <p>出生の届出後に助産師等の訪問を受けた方へ、生まれた子ども一人あたり5万円を支給します。</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 41-2661</p>								
子ども医療費助成	<p>子どもが病院などにかかった場合、自己負担分の一部について助成を行います。入院中の食事代や健康保険対象外の費用は助成の対象になりません。本人負担額は、平成28年10月から以下のとおりです。</p> <p>3歳未満 通院・・・無料 入院・・・無料</p> <p>3歳以上小学校就学前 通院・・・1ヶ月800円まで 入院・・・1日500円 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分)</p> <p>小学1年～中学3年 通院・・・1ヶ月1,200円まで 入院・・・1日500円 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分)</p> <p>※いずれも一つの医療機関ごと、1ヶ月ごとの金額です。</p>									
児童手当	<p>中学校卒業までの児童を養育している父母等に手当を支給します。</p> <p><支給額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>児童手当月額(一人当たり月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>一律15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 小学校修了前</td> <td>10,000円 (第3子以降は15,000円)</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 所得が所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童一人当たり月額一律5,000円を支給します。</p> <p>※ 所得が所得上限限度額以上の場合は児童手当等の支給はありません。</p> <p>※ 「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。</p>		児童の年齢	児童手当月額(一人当たり月額)	3歳未満	一律15,000円	3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	中学生	一律10,000円
児童の年齢	児童手当月額(一人当たり月額)									
3歳未満	一律15,000円									
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)									
中学生	一律10,000円									
母子生活支援施設	DV被害等を理由として保護を必要とされる母子を入所させ、その後の自立にむけた生活支援を行います。									
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせます。									
養育費の取り決めに関する支援事業	養育費の取り決めに係る公正証書を作成した場合、作成にかかった費用の一部を助成します。また、養育費の受取りについて、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することを内容とした養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人費用負担の一部を助成します。									
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っています。</p> <p>※H26年10月から父子家庭を対象とした福祉資金の貸付制度が開始されています。</p>									

自立支援教育訓練給付金事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父が就職につながる能力の開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業です。対象講座が決まっていますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 41-2661</p>
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父またはその子が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、対策講座を受講する場合、受講費の一部を助成する事業です。対象者、対象講座に条件がありますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。</p>	
高等職業訓練促進給付金事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業です。 <対象資格> ・看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他市長が認めるもの</p>	
高等職業訓練促進資金	<p>高等職業訓練給付金（上記）を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母または父に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間従事した場合には返還が免除されます。</p>	<p>福岡県社会福祉協議会 092-584-3377</p>
保育所・認定こども園	<p>保護者の労働等の理由により家庭での保育が難しい児童について、保育所や認定こども園において保育を実施します。</p>	
養護児教育・保育等事業	<p>心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が、一般の児童とともに身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、私立の保育所・認定こども園・幼稚園及び学童保育所（クラブ）に補助金を交付します。</p>	<p>大牟田市 子ども育成課 41-2248</p>
つどいの広場事業	<p>おおむね3歳以下の子どもとその保護者の交流・集いの場を提供します。子育てに関する相談、情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。</p>	<p>つどいの広場 52-5656</p>
子育て短期支援事業	<p>保護者の病気や仕事等の事由により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合、児童福祉施設で短期間子どもを預かります。事前の登録が必要です。</p>	<p>大牟田市</p>
病児・病後児保育事業	<p>子どもが病気等のために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労等で家庭での保育が難しいときに、一時的に施設で預かります。事前の登録が必要です。</p>	<p>子ども育成課 41-2248</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>地域において、育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、子どもの預かりや保育所等への送迎などの相互援助活動を行います。</p> <p>○利用会員 大牟田市在住又は勤務の人で、おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもがいる人</p> <p>○協力会員 大牟田市在住で、健康で子育てに意欲があり、自宅等で子どもを預かることができる人</p> <p>○利用料金（利用料は、直接利用会員が協力会員へ支払います。） 月～土曜日（午前7時～午後7時）1時間あたり600円 上記時間外と日曜日、祝日 1時間あたり800円</p>	<p>おおむたファミリー・サポート・センター 55-3660 （えるる内）</p>

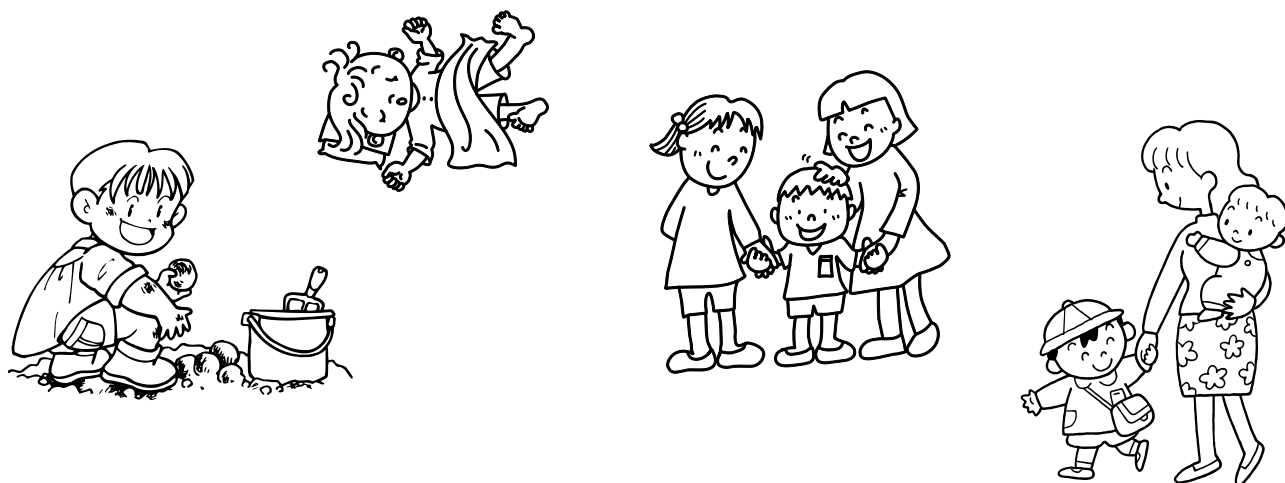
おおむたキャロ ットサービス事 業	<p>地域において、ちょっとした困りごとのお手伝いをお願いしたい人（利用会員）とお手伝いしていただける人（協力会員）が行う相互援助活動を通して、様々な事情により産前産後の支援を受けるのが困難な母親に対し、家事支援等を行う事業です。</p> <p>○利用会員 大牟田市在住の妊娠中から生後4ヶ月までの子どもがいる人 ○協力会員 大牟田市在住で地域福祉活動に理解と熱意を持って活動できる人 ○利用日 月曜日から日曜日 原則として午前9時から午後6時 ○利用料金 月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後6時・・・1時間 600円 土・日・祝日及び上記時間外・・・1時間 800円 (利用料は直接利用会員が協力会員へ支払います) ○活動内容 家事支援、おむつ交換・授乳・沐浴の手伝いなど</p>	<p>大牟田市社会福祉協議会 32-9033</p>
放課後児童健全 育成事業（学童 保育所、学童ク ラブ）	<p>昼間労働のため保護者が家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成及び仕事と家庭の両立支援を行います。</p> <p><対象児童> 小学校1年から6年までの児童</p>	<p>大牟田市 子ども育成課 41-2248 および 各学童保育所 (クラブ)</p>
発達障害児者家 族等支援事業 「りりあん」	<p>発達障害のある子どもとその保護者等が気軽に集い、交流し、お互いの悩みの相談や情報交換を行える集まりです。参加中は、スタッフがお子さんをお預かりしますので、安心してお話ができます。また、子育てに関する相談指導等が出来るスタッフが常駐しますので、ご相談も受け付けます。</p>	<p>ともだちのいえ (相談支援事業者) 32-9728 (FAX:32-9499)</p>

◇子どもに関する相談窓口

子育て世代包括 支援センター	<p>妊娠、出産、子育てに関する相談に応じます。</p> <p>はぐはぐ  おおむた omuta</p>	<p>はぐはぐ おおむた 41-2260</p>
児童家庭相談室	<p>子どもや子育てに関する相談に対応し、その子どもや家庭に関係する機関と連携しながら子育てを応援します。児童虐待に関する市の通告先でもあります。</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 児童家庭相談 室 41-2684</p>
子ども家庭支援 センター	<p>不登校や不登校傾向にある子どもと家庭、性格・行動（発達障害が疑われる）等が気になる子どもや家庭の相談に対応します。</p> <p>学校からの相談にも対応します。相談は無料です。</p>	<p>子ども家庭支 援センター あまぎやま 58-6636</p>
児童相談所	<p>子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応します。児童虐待に関する通告先でもあります。</p>	<p>福岡県大牟田 児童相談所 54-2344</p>

◇母子を医療面から支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。満1歳未満の未熟児が対象になります。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
育成医療	手術や治療で障害の治療改善が可能な18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行います。世帯の所得に応じて自己負担があります。	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。 給付が必要になった場合は、事前にご相談ください。	
不育症検査費・治療費補助事業	不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外(全額自己負担)で県が助成の対象としている、不育症の検査費用及び治療費用の一部が助成されます。	福岡県南筑後 保健福祉環境 事務所 (柳川総合庁舎) 72-2111
小児慢性特定疾病医療費助成	子どもの慢性疾患について、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。指定医療機関での治療に限られ、世帯の所得に応じて自己負担があります。 対象者は18歳未満の児童、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象になっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となります。	
福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業	不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用となった特定不妊治療と併用して全額自己負担で実施される「先進医療」に要した費用の一部が助成されます。 ※申請、相談窓口は、麻生教育サービス(株)先進医療支援係	先進医療支援 専用窓口 092-472-5750



◇母子の健康を支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
新生児聴覚検査 費助成事業	耳の聞こえにくさを早期に発見することで、早い時期から療育等の適切な支援が受けられ、話す力やコミュニケーション能力が向上します。早期発見のための新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 実施場所 出産された産科医療機関	
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。 実施場所 市内の委託医療機関	
歯科健康診査	幼児期からの歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図ります。歯科健康相談や歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施しています。 実施場所 保健センター	
育児支援事業	<p><パパ・ママ育児専科></p> <p>妊婦とその家族が対象。「妊婦体験用腹部モデル」を使った妊婦体験、赤ちゃんのお世話体験、歯みがきの指導や参加者の交流などを行います。</p> <p><マタニティ&ママのほっとスペース></p> <p>生後5か月未満の乳児と保護者、妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図ります。</p> <p><赤ちゃん広場></p> <p>生後5か月以上1歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行います。</p> <p>実施場所 保健センター</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 41-2661</p> <p>はぐはぐ おおむた 41-2260</p>
訪問指導	助産師、保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行います。	
歯科健康教室	<p><乳幼児の歯育て教室></p> <p>乳幼児と保護者を対象に、むし歯予防の話や歯みがきの指導を行い、家庭での歯の健康づくりを推進しています。</p> <p>実施場所 つどいの広場（「えるる」1階）ほか</p>	
発達支援事業	<p>乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促します。</p> <p><発達クリニック></p> <p>精神運動発達遅滞及び発達障害等の疑いのある乳幼児に対する診察、助言。月1回 予約制</p> <p><ことばとこころの相談></p> <p>言語発達遅滞の疑いや母子の心理的問題に対する心理の専門職による相談等。月6回 予約制</p> <p>実施場所 保健センター</p>	

◇働きながら子どもを育てるために 産休と育児休業制度

子どもを育てながら働き続けたい労働者に対して、育児休業制度など様々な制度があります。

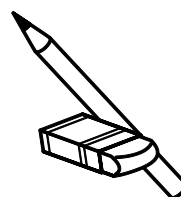
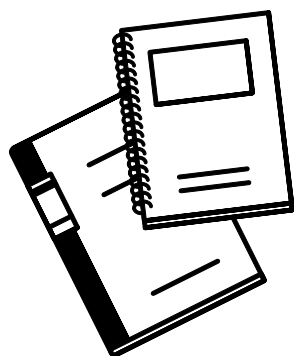
育児休業は男性も取れることを知っていますか？夫婦が力を合わせて育児をすれば、喜びも倍になります。よく相談し計画を立ててください。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
産前産後の休業 (産休) —出産をする前 と後にしっかり 休養—	<p>対 象 産前産後の女性労働者</p> <p>休業中の賃金（給料） 有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です。 無給の場合、健康保険から被保険者に出産手当金が支給されます。</p> <p>休業期間 産前 6 週間（双子以上の場合は 14 週間）産後 8 週間。 出産予定日を基準に計算し、出産当日は産前休業期間に含まれます。</p>	大牟田労働基 準監督署 53-3987
育児時間—仕事 をしながらか しこく時間配分—	<p>対 象 1 歳未満の子どもを育てる女性労働者。</p> <p>取得できる時間 1 日 2 回、少なくとも各々 30 分取ることができます。労使協定によ って「育児時間を一括して一度に請求もできる」と定められている場 合は、勤務時間の始めや終わりに、まとめて 1 時間取ることも可能で す。 ※ 1 日の労働時間が 8 時間の場合です。労働時間が 4 時間以内の場 合は、1 日 1 回の育児時間の付与で構わないとされています。</p> <p>育児時間取得中の賃金（給料） 有給か無給かは、事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。</p>	大牟田労働基 準監督署 53-3987
育児休業 —仕事を続けなが ら育児に専念する ために（1 歳未満） （パパママ育休プ ラスで 1 歳 2 ヶ月 未満）—	<p>対 象 原則として 1 歳未満の子どもを育てる男女労働者。ただし、日々雇 用される者、労使協定などにより対象から除外される労働者は育児休 業はできません。</p> <p>休業期間 原則として子の 1 歳の誕生日の前日までの間で、本人が申出した期 間。（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が 1 歳 2 ヶ月に達する までの間に 1 年間。） なお、子どもが 1 歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合 （保育所に入所を希望しているが入所できない場合等）には、子ども が 1 歳 6 ヶ月に達するまで育児休業を取ることができます。</p> <p>休業中の賃金（給料） 有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。 雇用保険被保険者の場合は、22 ページをご確認ください。</p>	福岡労働局雇 用環境・均等部 (指導課) 092-411-4894 育児休業給付 金については ハローワーク 大牟田 53-1551

<p>勤務時間の短縮 など</p> <p>－ 3歳までと小 学校入学まで－</p>	<p>3歳未満の子どもを育てる男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、短時間勤務制度（1日原則6時間）や所定外労働をさせない制度（残業免除）を利用できます。（従業員101名以上の企業は義務、100名以下の企業は平成24年7月1日から義務化）</p> <p>また、小学校入学までの子どもを育てる男女労働者については、事業主が短時間勤務制度、所定外労働をさせない制度、フレックスタイム制度等の措置を講ずるよう努力することとなっています。制度の有無については、事業所ごとに確認が必要です。</p>	<p>福岡労働局雇 用環境・均等部 (指導課)</p> <p>092-411-4894</p>
<p>時間外労働の 制限</p>	<p>小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1か月につき24時間、1年につき150時間を超える時間外労働が免除されます。</p>	
<p>深夜業の制限</p>	<p>小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。</p>	
<p>子の看護休暇 制度</p>	<p>小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、子が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護、また疾病予防のための予防接種や健康診断のために休暇をとることができます。また、有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です。</p>	
<p>出産手当金</p>	<p>対 象 出産のために会社を休み、賃金を受けられない健康保険の被保険者。</p> <p>支給額 休業1日につき、標準報酬日額（※）の3分の2に相当する額。 ただし、会社から賃金が支払われた場合、手当金は調整されます。 ※ 標準報酬日額…健康保険では、保険料や保険給付費の計算をするための基礎として算出されたもの。</p> <p>支給期間 産休（※）期間内で、会社を休んだ日数分支給されます。 ※ 産休・・・出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日の翌日以降56日までの産前産後の休業期間。</p>	<p>健康保険被保 険者証の発行 元（全国健康保 険協会、健康保 険組合など）</p>

○ 雇用保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
休業した場合 【育児休業給付金】	<p>対 象 復職を前提とした育児休業を取った雇用保険の被保険者。 但し、育児休業開始日等を起点として前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が、12か月以上あることが必要。</p> <p>支 給 額 休業開始時賃金月額額の67%（181日目からは50%）が支給されます。ただし、支給単位期間中に賃金が支払われた場合、その支払われた賃金と基本給付金の合計が休業開始時賃金月額額の80%を超えて支給されることはありません。</p> <p>支給期間 育児休業開始日から1歳の誕生日の前々日まで。 但し、保育が実施されないなど一定の要件を満たす場合は、1歳6ヵ月に到達する日の前々日（又は2歳の誕生日の前々日）まで延長される場合もあります。詳細はハローワークにお問い合わせください。</p>	ハローワーク 大牟田 53-1551
失業した場合 【求職者給付】	<p>対 象 一般被保険者が離職し失業したとき、原則として離職の日以前2年間に12ヶ月以上（特定受給資格者等の場合は1年間に6ヶ月以上）被保険者期間がある場合に求職者給付が支給されます。</p> <p>支給額 基本手当の日額は、在職中の賃金1日分の45～80%相当額（上限、下限あり）となります。</p> <p>給付日数 求職者給付の基本手当の所定給付日数は90日から360日。これは、離職時の年齢、被保険者であった期間、離職理由などで異なります。 受給期間は、原則として離職日の翌日から1年間です。 妊娠・出産・育児・疾病・負傷等で30日以上働けない期間がある場合は、最大3年まで延長することができますので、その際はハローワークにお申し出ください。</p>	ハローワーク 大牟田 53-1551




○ 社会保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料を免除	<p>対 象 育児休業法に従った育児休業等期間中の社会保険の被保険者。</p> <p>免除期間 育児休業等開始日の属する月から、取得した育児休業等の終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。</p> <p>免除期間中の保険 育児休業等期間中も被保険者として取り扱われます。病気治療などの時には健康保険の給付を受けられます。</p> <p>資格 また、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。</p> <p>※令和4年10月から免除要件が改正されました。</p>	<p>大牟田年金事務所 52-5294(代表)</p>
育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の特例	<p>対 象 育児休業等の終了した日に3歳を満たない子を養育している社会保険の被保険者。</p> <p>育児休業等終了後、育児等を理由に報酬が低下した場合に、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後3ヶ月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除く。ただし、短時間就労者及び短時間労働者については別途規定あり。）の平均額により標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。</p> <p>これにより、実際の報酬に応じた保険料負担となります。</p>	<p>大牟田年金事務所 52-5294(代表)</p>
3歳未満の子を養育する期間の年金額計算の特例（厚生年金保険）	<p>対 象 3歳未満の子を養育する厚生年金保険の被保険者。</p> <p>対象期間 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月を比べて低下した期間については、将来受け取る年金額は、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（低下する前）により計算されます。</p>	<p>大牟田年金事務所 52-5294(代表)</p>
すくすくローン（出産・育児支援資金融資制度）	<p>対 象 次の条件にすべて該当する人。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福岡県内に事業所のある中小企業（常用従業員300人以下）に1年以上勤務している人。ただし、出向や転籍など自己都合によらない転職の場合は、1年未満でも対象となります。 2. 福岡県内の同一住所に1年以上居住している人。ただし、結婚、転勤、住宅購入などのやむを得ない理由の場合は、1年未満でも対象となります。 3. 保証機関の保証が得られる人。 <p>※金利のこと等詳細については、下記の問い合わせ先にお尋ねください。</p> <p>融資金額 100万円以内 取扱金融機関 九州労働金庫</p>	<p>県庁の労働政策課 092-643-3587</p> <p>九州労働金庫本店営業部 092-714-7031</p> <p>大牟田支店 53-4414</p>

◇働きたい人の就業準備&仕事探しを応援する機関等

もうそろそろ働きたいと考えていても、しばらく仕事から離れていると、次の就職が心配。そんな不安をお持ちの方も、まずハローワークに相談してみましよう。きっと、あなたの希望に合った仕事探しの心強い味方になってくれます。

※ ハローワークは国の機関です。職業相談・紹介のサービスや求人情報の提供、及び講座、セミナーなどは無料で利用できます。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
ハローワーク (公共職業安定所)	<p>ハローワークでは就職までのステップに合わせて各種支援策を用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己分析・労働市場分析 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・ジョブカードの作成案内 ↓ ・労働市場情報の提供 ○条件決定 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・窓口における職業相談（オンラインによる相談も行っています。） ↓ ・職業訓練に関する相談 ○求人を探す <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・窓口や求人情報検索パソコン（使い方は簡単です。）による求人検索（求人の内容や応募条件等、希望する上で不明な点がある場合などには、窓口職員が求人事業所に確認します。） ○応募準備 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方などのセミナーを開催 ↓ ・窓口での相談の中で採用担当者の目線に立ったアドバイスを実施 ○応募 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・求人の応募状況を確認 ↓ ・企業への面接日程調整を行った上での紹介状の発行 ↓ ・実際に提出する履歴書・職務経歴書に対するアドバイス ↓ ・面接対策に関する事前のアドバイス ○採用決定 	<p>ハローワーク 大牟田 53-1551 詳しくはHPも ご覧ください。</p> 
マザーズ コーナー	<p>子育てをしながら就職を希望している方に対して総合的かつ一貫した就職支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用求人情報検索装置・キッズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。 ○ 担当者制による職業相談を実施します。（オンラインによる相談も行っています） ○ 地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供を行っています。 ○ 託児サービス（原則木曜日、予約制）があり、安心して職業相談ができます。 	<p>ハローワーク 大牟田 マザーズ コーナー 69-0013</p>

<p>子育て女性就職支援センター</p>	<p>子育て中の女性などに対し、就業と育児に関する総合的な支援を実施します。※事前に予約が必要です。</p> <p>(予約は、大牟田市福祉課(障害福祉担当)(41-2663))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業につながる情報の提供と個別就業相談 ・就職に向けたセミナーの実施 ・子育て中の女性が就労可能な条件の企業を開拓し、求職者に対する個別の就職斡旋 <p>(民間の職業紹介事業者に委託)</p> <p>出張相談 大牟田市労働福祉会館(第2木曜日 13:30~15:30)</p>	<p>筑後労働者支援事務所内 久留米市合川町 1642-1 0942-38-7579 平日 8:30-17:15</p>
<p>ひとり親サポートセンター (ひとり親家庭等就業・自立支援センター)</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業相談から技術習得のための講習会、求人情報提供などの一貫した就業サービスと養育費相談等の生活支援サービスを提供し、母子家庭等の自立を総合的に支援します。</p>	
	<p>【久留米センター】</p> <p>業務内容 就業相談, 就業支援講習会, 求人情報提供, 養育費相談等 利用時間 月～金曜 9時～17時 土曜(9時～17時)は、電話相談対応を受けます。 (ただし、祝日、年末年始を除く)</p> <p>※就業支援講習会の内容や日程は、大牟田市子ども家庭課(Tel41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。</p>	<p>久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2F 久留米市ジョブプラザ内 0942-32-1140</p>
	<p>【春日センター】</p> <p><養育費電話相談> 専門相談員が養育費に関する質問にお答えします。 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、離婚協議中の方 利用時間 月～金曜 9時～17時(ただし、祝日年末年始を除く) 土曜 9時～16時 第1,3日曜日 9時～16時</p> <p><弁護士による無料法律相談> 養育費の取り決めや履行確保等についての法律相談ができます。 開催日は、大牟田市子ども家庭課(Tel41-2661)にお尋ねください。 「広報おおむた」でもお知らせします。 相談希望者は、相談日の前日までに予約が必要です。1人あたりの相談時間は約30分です。</p> <p><養育費・ひとり親110番> 弁護士による集中電話相談を月に1回開催しています。相談日や電話番号等についての詳細は「広報おおむた」にてお知らせします。 ※就業支援講習会の内容や日程は、大牟田市子ども家庭課(Tel41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。</p>	<p>春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6階 092-584-3931</p>

◇子育ておよびひとり親家庭支援制度

名称		児童手当	児童扶養手当
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	大牟田市子ども家庭課(41-2661)
対象		中学校卒業までの児童を養育している父母等。	母(父)子家庭の母(父)、父(母)が法令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にある家庭の母(父)、母又は父に代わって児童を養育している人
申請基準	収入基準	所得制限、所得上限あり	所得制限あり
	その他	所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は、特例給付を支給 所得上限限度額以上の場合は、児童手当等の支給はない。	(本人)192万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満
申請方式		随時	随時
援助期間		中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	18歳に達する日以後の最初の3/31まで(障害者は20歳未満)
援助項目 ※金額は上限	児童の年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)	手当月額 (R4/4月～)
	3歳未満	一律15,000円	児童1人 10,410円～44,140円
	3歳以上	10,000円	児童2人 15,620円～54,560円
	小学校修了前	(第3子以降は15,000円)	児童3人 18,750円～60,810円
	中学生	一律10,000円	4人以上は、1人3,130～6,250円加算
※金額は上限		※ 特例給付は、児童1人あたり月額一律5,000円を支給。 ※ 「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。	手当月額は、所得額に応じて決まります。 ※関連して JR通勤定期を購入する場合 3割の割引
振込		6月、10月、2月(各月の9日付で振込)	5月、7月、9月、11月、1月、3月 (各月の11日)
備考			※2008(H20)年4月から、手当を受けてから5年以上を経過したものについては、半額に減額する場合もある。(但し、所定の手続きで、継続可)

名称		ひとり親家庭等医療費支給制度	県営住宅の優遇措置	市営住宅の優遇措置
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	福岡県住宅供給公社	大牟田市営住宅管理センター (41-0123)
対 象		母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のいない子等が病院にかかったときの医療費の一部を助成	ひとり親世帯等の人を対象とした抽選倍率の優遇	6回以上落選した世帯やひとり親世帯の人を対象とした抽選倍率の優遇
申請基準	収入基準	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり
	その他	(本人)192万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満	資格要件あり	資格要件あり
申請方式		随時	定期募集 年3回 ポイント方式 年2回	年3回
援助期間		18歳に達する日以後の最初の3/31まで		
援助項目 ※金額は上限		定額の自己負担分を差し引いた額を助成 外来 1医療機関あたり 月800円 入院 1医療機関あたり 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分) ※県内受診の場合、「健康保険証」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、ひとり親家庭等医療の自己負担を支払う。 ※県外受診の場合、「健康保険証」を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻し申請を行う。	収入が著しく低額になったとき等、一定の期間家賃を減額する制度あり	家賃の減額免除制度あり ※詳細は大牟田市営住宅管理センターへ
備考			問い合わせ先 福岡県住宅供給公社 大牟田出張所 0944-51-3500	営業時間 8:30~17:30 日、祝日及び年末年始は除く

名称		子ども医療費支給制度	健康診査等諸制度		
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	大牟田市子ども家庭課(41-2661) はぐはぐおおむた(41-2260)		
対 象		中学校3年生までの児童	<妊娠時> ・母子健康手帳交付 ・妊娠健康診査受診券交付(14回分) ・妊婦歯科健診・妊婦訪問 ・パパ・ママ育児専科		
申請基準	収入基準	※ 大牟田市はH28年10月から所得制度を超過した人にも助成します。(※1を参照)			
	その他				
申請方式		随時			
援助期間		中学校3年生までの児童	・先天性代謝異常等検査		
援助項目 ※金額は上限		定額の自己負担分を差し引いた額を助成 いずれも1医療機関ごとの負担			
		対象	本人負担額	医療証の交付	
		0歳～3歳の 誕生日まで	入院・通院・・・無料	有り	・新生児聴覚検査 ・4か月,10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査、歯科健康診査 ・3歳児健康診査、歯科健康診査 ・乳幼児精密健康診査
		3歳～小学校 就学前まで	入院 500円/日 月7日間を上限 通院 800円/月	有り	○育児支援事業 ・育児相談(面接、電話、家庭訪問)
		小学1年～ 中学3年	入院 500円/日 月7日間を上限 通院 1,200円/月	有り	・マタニティ&ママのほっとスペース ・乳幼児の歯育て教室
		※ 県内受診の場合、「健康保険証」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、子ども医療の自己負担を支払う。 ※ 県外受診の場合は、「健康保険証」を医療機関窓口 に提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割、小学就学 前の児童は2割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻し 申請を行う。			
備考		本人負担額は、平成28年10月以降の金額 ※1 子ども医療費は福岡県と大牟田市共同で助成して おり、県の助成対象かを判断するため手続きの際に 地方税関係情報に関する同意書への記入をお願いす る場合があります。	離乳食教室については、健康づくり 課41-2668へお問い合わせくださ い。		